

令和8年大和市農業委員会第4回総会議事録

令和8年4月24日（金）午前10時開会

大和市役所5階 全員協議会室

1. 本日の出席委員

1番 高橋 守 委員

2番 大沼 茂樹 委員

3番 眞壁 浩二 委員

4番 遠藤 一直 委員

6番 渡邊 みどり 委員

7番 富澤 克司 委員

8番 田邊 義之 委員

10番 荻窪 登 委員

11番 池田 俊一郎 委員

12番 木村 賢一 委員

14番 保田 雄一 委員

15番 長谷川 慶太郎 委員

16番 関水 好美 委員

2. 本日の欠席委員

13番 古谷田 和子 委員

3. 農業委員会事務局職員出席者

事務局長 石井 一郎

次長 山本 春美

主査 富田 規裕

主査 近田 拓朗

4. 本日の議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 諸報告

日程第 3 報告第11号 人事発令について

日程第 4 報告第12号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

日程第 5 報告第13号 農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届

出について

日程第 6 報告第 14 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による使用貸借権設定の届出について

日程第 7 報告第 15 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について

日程第 8 議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による所有権移転許可申請について

日程第 9 議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について

日程第 10 議案第 8 号 農用地利用集積等促進計画の要請について

日程第 11 議案第 9 号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条の規定による承認申請について

5. 本日の会議に付した事件

議事録署名委員の指名

諸報告

報告第 11 号 人事発令について

報告第 12 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

報告第 13 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による所有権移転の届出について

報告第 14 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による使用貸借権設定の届出について

報告第 15 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について

議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による所有権移転許可申請について

議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について

議案第 8 号 農用地利用集積等促進計画の要請について

議案第 9 号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条の規定による承認申請について

午前10時00分 開会

○議長 ただいまの出席委員は13人で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより令和8年4月大和市農業委員会第4回総会を開会いたします。

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、慣例に従いまして議長において、10番、荻窪登委員、11番、池田俊一郎委員を指名いたします。

○議長 日程第2、諸報告を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 総会資料1ページをごらんください。

3月26日、令和7年度県道丸子中山茅ヶ崎線道路整備促進協議会第2回全体会議が開催され、保田委員が出席されました。

4月15日、かながわ農業委員会女性協議会第15回総会が開催され、古谷田委員が出席されました。

4月16日、第49回大和市民まつり出店部会（第2回）が開催され、大沼委員が出席されました。

4月20日、第49回大和市民まつり第2回実行委員会が開催され、遠藤職務代理が出席されました。

諸報告につきましては以上でございます。

○議長 事務局の説明が終わりました。本件についてご意見等、何かございますか。
大沼委員。

○大沼委員 4月16日に第49回市民まつりの第2回出店部会がございまして、募集が100件に対して、結果91件ということで、目標に達しなかったということでございます。

それから、農業関係については、昨年が7店に対して、今年が8店ということで、1店増加しているということでございます。

以上でございます。

○議長 ほかがございますでしょうか。

遠藤委員。

○遠藤委員 第49回大和市民まつり第2回実行委員会に出席してまいりました。議題としては、各部会の進捗状況について報告がありました。協賛団体・企業については、最終的には、今年は137社の協力を得て開催されるという報告がありました。

それから、当日に向けて、駅前にサインボードをもう既に設置したという報告、それから、市内250カ所の掲示板にポスター配布をしましたという報告等ありました。

私からは以上になります。

○議長 ほかよろしいでしょうか。

(発言者なし)

○議長 本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第3、報告第11号、人事発令について、を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案書の1ページをご覧ください。人事発令でございます。

4月1日付で佐藤局長が普通退職をされ、こども部こども総務課に配属となりました。

また、石井次長が事務局長に昇任し、私、山本が市民経済・にぎわい創出部つながり推進課から任用となりました。

人事発令につきましては、以上でございます。

○議長 事務局の説明が終わりました。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第4、報告第12号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、日程第5、報告第13号、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出について、日程第6、報告第14号農地法第5条第1項第6号の規定による使用貸借権設定の届出について、を一括議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、ご説明いたします。

報告第12号については議案書2ページの1件が、報告第13号については議

案書 3 ページの 5 件が、報告第 1 4 号については議案書 4 ページの 1 件がございました。案内図は総会資料の 3 から 6 ページでございます。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理通知書を交付いたしました。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

長谷川委員。

○長谷川委員 報告第 1 3 号の 1、議案書 3 ページの 1 番と、資料でいいますと 4 ページの 1 になります。当該地を空撮というか衛星写真から確認しますと 2 1 7 1 番 2 9 と右の横の空白になっているところが一体で利用されているようなのですが、この空白のところは農地ではないという認識でよろしいでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 こちら、空白のところは、今回の受付番号 5 番で届出が出ておりまして、今使われている方が、5 番のほうで譲受人となっております。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 そうしますと、1 番と 5 番で別々で利用していくという形になるということですね。

○議長 事務局。

○事務局 その通りです。1 番は分譲宅地で、5 番は事務所として転用となっております。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 ありがとうございます。

○議長 そのほかございますでしょうか。木村委員。

○木村委員 議案書 4 ページの 1 4 号の番号 1 ですが、こちらは貸借のそれぞれが同じ住所なのですが、これは親子関係か何かなのでしょうか、

○議長 事務局。

○事務局 はい、親子関係と聞いております。

○議長 そのほかございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第7、報告第15号、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について、
を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告第15号についてご説明いたします。議案書は5ページ、案内図は総会資料の7ページになります。

生産緑地を所有していた被相続人が、令和7年10月4日に死亡したことにより、相続人である息子2人が、生産緑地法第10条に定める生産緑地の買取り申出を行うために、被相続人の主たる従事者証明を願い出たものです。

本件の被相続人は、令和7年8月ごろに入院する直前までは自分で農作業を行っており、入院後は経営方針を家族に指示していたことから、主たる従事者であると判断できます。

現地は肥培管理がなされています。については、申出人の1人と被相続人の妻と長谷川委員とで、令和8年3月5日に現地を確認の上、主たる従事者であることを確認し、証明したものです。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員、説明をお願いします。

長谷川委員、お願いします。

○長谷川委員 事務局の説明のとおり、3月5日に私と事務局で現地を確認しました。

現地は管理されていました。また、被相続人が主たる農業従事者であったことは確認しており、やむを得ないと思います。

以上です。

○議長 地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

(発言者なし)

○議長 よろしいですか。

それでは、質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第8、議案第6号、農地法第5条第1項の規定による所有権移転許可申請について、を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第6号をご説明いたします。議案書6ページ、資料は8、9ページをごらんください。

申請地及び申請者は議案書記載のとおりです。申請地の位置図は、総会資料8ページの斜線で示しております。登記地目は畑で、現況も畑です。資材置場、駐車場として転用するものです。譲受人は、横浜市、藤沢市、大和市、海老名市など神奈川県を主とした業務エリアとし、東京都内でも実績があるため、大和市を拠点とすることは、位置としては妥当です。譲受人は、これまで横浜市、大和市で候補地を探してきましたが、搬入路が狭かったり面積が小さいなど適地が見つからない中、本地の紹介を受けたとのこと。譲渡人は、病により体力的にも農作業を続けることが難しく、手放したいとの意向です。

また、譲受人は、造成工事や外構などの業務を行っており、必要な資材をストックする場所、伐採、伐根等で出た樹木等を保管する場所を必要としており、現在よりも受注拡大するために一定量の資材及び伐採樹木を常時保管できる面積を必要としており、その資材を搬送、使用する作業車両5台、作業員の通勤車両6台を含めると、今回の面積、規模は妥当です。

被害防除は、敷地東西と南側に鋼板柵を設置、北側道路側は既存の土留め擁壁をそのまま使用します。雨水処理は、敷地内に雨水浸透トレンチを設置します。資材の置き方も、高くても150cmまでとしています。今回の造成に関して、盛土規制法では手続不要の回答を得ています。これらのことより、被害防除については問題ないと考えます。第3種農地であり、被害防除措置等を十分に配慮されていることから、転用はやむを得ないと考えます。

令和8年3月10日に代理人、貸人、渡邊委員と事務局で現地にて確認を行っております。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長 事務局の説明が終わりました。
- 次に、現場等の確認をしていただいております地元委員、説明をお願いします。
- 渡邊委員、お願いいたします。
- 渡邊委員 3月10日に私と事務局職員と一緒に現地に赴きました。今回の代理人とお会いし、現地を確認いたしました。内容は事務局の説明どおりです。現地の境界、周辺への被害防除等を確認することができました。今回転用することはやむを得ないと思います。
- 以上です。
- 議長 地元委員の説明が終わりました。
- これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。
- 長谷川委員。
- 長谷川委員 1623番と1545番の間に空白の筋が見えるのですが、これは赤道か何かですか、それとも公道か何かでしょうか。
- 議長 事務局。
- 事務局 ここは、地番がついていないので赤道と考えられます。
- 議長 長谷川委員。
- 長谷川委員 これを全体利用するとなると、赤道をこの業者はどのように取り扱うという話になっているのでしょうか。
- 議長 事務局。
- 事務局 赤道自体は進入路として利用されます。北側の道路の入ってくるところに一部舗装をかけることを計画しております。
- 議長 長谷川委員。
- 長谷川委員 赤道の東と西側に対しても、先ほどご報告ありましたように鋼板柵みたいなものを設置するのでしょうか。
- 議長 事務局。
- 事務局 赤道の両脇にも鋼板柵を設置します。ただ、赤道の一番北のところは資材置場への出入口がありまして、その部分だけは鋼板柵がなく、進入口となっております。
- 議長 長谷川委員。

○長谷川委員　　そうしますと、これが仮にこれから決をとって大丈夫だという許可が出た場合に、こちらの道が私有地のように扱われて通れなくなるということはないという認識でよろしいのでしょうか。

○議長　　事務局。

○事務局　　はい、そのとおりです。一番北の部分だけ大きいトラックも入れるように、ちょっと道幅が広がるような形になります。

○議長　　長谷川委員。

○長谷川委員　　それと、衛星写真を確認しますと、1546番と1543番の南側の部分も一体で利用されているような様子が見受けられるのですが、これは所有者が別なののでしょうか。

○議長　　事務局。

○事務局　　南側も同じ所有者でして、そちらに関しては、今後も農地として使い続けるということでした。

○議長　　長谷川委員。

○長谷川委員　　そうしますと、今、話に出た南側に対しての境界というかライン引きのところにも、鋼板柵を設置するという認識でよろしいのでしょうか。

○議長　　事務局。

○事務局　　はい、そのとおりです。

○議長　　長谷川委員。

○長谷川委員　　ありがとうございます。

○議長　　そのほかございますでしょうか。田邊委員。

○田邊委員　　まず、こちらの農地区分の第3種の判断基準を教えてくださいと思います。

○議長　　事務局。

○事務局　　第3種農地の判断基準はいろいろあるのですが、今回、主なものとしては、北側の道路に接しておりまして、この北側の道路に水道管、上水、下水、ガス管のうち2種類以上、2管が入っている、こういう道路に接道しているというのが、1つの主な理由になります。

○議長　　田邊委員。

- 田邊委員　　続きまして、今回の譲受人の会社の関係ですけれども、今までは造成工事とか外構工事を神奈川県全般でやられているみたいですが、どちらのほうに資材を置いていたのか、わかれば教えていただければと思います。
- 議長　　事務局。
- 事務局　　今までは資材置場がなかったと聞いております。
- 議長　　田邊委員。
- 田邊委員　　そうしますと、この会社は今回新設会社というか、今回初めて会社を立ち上げてこの事業をやるということなのか、または、作業車両とかを今まではどこに置いていたのかという話になると思うのですけれども、そちらはいかがでしょうか。
- 議長　　事務局。
- 事務局　　今までは、受注してから資材を発注するというような形で請け負っていたのですけれども、発注されたときにすぐ対応できるように、事前に資材を置いておくような場所が必要だということで、受注拡大を考えているということです。
- 議長　　田邊委員。
- 田邊委員　　では、今回の前まではその作業車両とかはどうされていたのでしょうか。資材の関係は、確かに受注して、手配でうまくやれば何とかなるのかもしれないのですけれども、車両関係はそうはいかないと思いますので、何か置場とか、多分拠点があるはずだと思うのですけれども、その辺、もしわかればと思います。
- 議長　　事務局。
- 事務局　　作業車両の場所は伺っていないのですけれども、受注してから車両を手配している可能性も考えられるかと思います。
- 議長　　田邊委員。
- 田邊委員　　作業車両はさて置いてですけれども、資材置場で今回活用されるというお話でしたが、伐採、伐根したものを置くのはあり得るのですか。
- 議長　　事務局。
- 事務局　　そのように目的を伺っています。
- 議長　　田邊委員。

- 田邊委員　その伐採、伐根したものを、普通なら産廃業者のほうで処分するのですが、けれども、ひょっとしたら、伐採、伐根した、多分木だと思うのですが、それをずっと置くようなこともあり得るのでしょうか。
- 議長　事務局。
- 事務局　伐採樹木は、現地でリサイクルできる部分とできない部分に分けて、リサイクルできる部分のみ、運び込みます。リサイクルできない部分は、現地で産廃業者に回収を依頼することになります。
- 議長　田邊委員。
- 田邊委員　念のため確認ですけれども、伐採、伐根したものをずっと置き続けて、そこが最後の処分場になるということはないのですよね。
- 議長　事務局。
- 事務局　それはないと考えています。
- 議長　田邊委員。
- 田邊委員　ありがとうございました。
- 議長　そのほかございますでしょうか。木村委員。
- 木村委員　隣地に支障のないように何らかの処置はするということですが、それは具体的に、例えばフェンスのような形にされるのか、その辺、もうちょっとわかれば教えていただきたいと思います。
- 議長　事務局。
- 事務局　現地の東西と南側に設置する鋼板柵については、1 m 5 0 c mの単管パイプを埋め込んだものに鋼板柵が5 0 c mほど地面から出ているような形で、一部埋め込んだ形で鋼板柵を設置すると聞いております。北側については、既存の土留め擁壁がありますので、そのまま利用して使用します。先ほどもお伝えしたのですが、高さとして1 5 0 c mまででおさめるという積み方を聞いております。
- その点以外ですと、作業時間が8時から18時までと制限して予定しているということです。
- 議長　木村委員。
- 木村委員　この土地そのものは今畑で、土そのままなのですが、例えば、そのままの

状態で利用されるのか、あるいは砂利などを敷くのか、あるいはアスファルトみたいなことでやるのか、その辺はどんなふうに聞いておられますか。

○議長 事務局。

○事務局 全体として砂利敷で、10cmの砂利厚で施工するように聞いております。

○議長 木村委員。

○木村委員 砂利を敷くと周辺に飛び散ったり、周辺が畑ですので、その辺は十分注意しながら指導していただきたいと思います。

周辺でも、警察が来るような案件がありましたので、悪用されるようなことがないように、周辺に支障がないように行政からも指導しておいていただきたいと思います。

○議長 ほか、よろしいでしょうか。長谷川委員。

○長谷川委員 先ほどの土留めの方法、単管を立てて鋼板柵を立てるという話だったのですが、もう一度確認ですけれども、この赤道の東西に対しても同じような方法で行うという認識でよろしいでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 東西に関しては、出入口になる部分以外は、赤道の両脇も鋼板柵が設置されます。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 あと、譲渡人に関してですけれども、今回、この農地を移転することによって、どのくらいの面積が残るような形になるのですか。

○議長 事務局。

○事務局 5,000㎡ほど残る予定になっております。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 ありがとうございます。

○議長 ほかよろしいでしょうか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。

これより採決してまいります。

議案第6号、農地法第5条第1項の規定による所有権移転許可申請について、

を採決いたします。

議案第6号について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第6号は、許可相当とすることに決定いたしました。

○議長 続きまして、日程第9、議案第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について、を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第7号についてご説明いたします。

まず、令和7年4月より本格的に運用が開始された、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づき行われる農地中間管理事業による農地の貸借の手続について、補足説明をします。

これまで、農地中間管理機構の協力依頼に基づいて、市が作成する農用地利用集積等促進計画の案について、市農業委員会に対し意見を求められ、答申してきましたが、今年度からその取扱いを変更します。

既に農地中間管理事業により農地の貸借が行われている場合の更新については、昨年度同様、市が作成する促進計画案について意見を求められます。対して、新規に農地中間管理事業による農地の貸借を行う場合、また、令和7年3月以前に行った利用権設定について、農地中間管理事業による農地の貸借へ切り替える場合については、農業委員会が農地中間管理機構に対し促進計画を定めるよう要請することになりました。

よって、今月より、更新の議案と新規切り替えの議案を分けた運用とさせていただきます。

それでは、ご説明させていただきます。更新の案件でございます。議案書7ページ、資料は10、11ページになります。

大和市長から、令和8年4月9日付で農用地利用集積等促進計画案について諮問を受けています。使用貸借権を設定する土地の面積は1,721.15㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は議案書に記載のとおりです。令

和8年7月1日から令和11年12月31日までの3年6カ月間、使用貸借権を設定し、露地野菜を栽培する計画です。借人は移植機を所有のほか、トラクター等農機具を親族より借りており、現在1万1,164.15㎡を経営しています。農業経営者1名、補助者1名の計2名で農業経営を行っております。

令和8年4月6日に関水委員と事務局で現地へ赴き、借人に聞き取りを行いました。以上の計画の内容は、いずれも、借人の経営状態、従事日数など、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の各要件を満たしており、特に問題はないと考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いします。関水委員、お願いします。

○関水委員 受付番号1について、4月6日に事務局と私で現地へ赴き、借人とお会いし確認いたしました。現地はしっかり管理されており、問題ないと思います。

○議長 これより質疑に入ります。質疑、意見はございますでしょうか。遠藤委員。

○遠藤委員 これは更新案件ですので、既に耕作をやっているという中で、使用されている方から、何か要望ですとかこうしてほしいとか、そういった意見等はされているかどうか確認したいのですが。

○議長 事務局。

○事務局 特にご要望というのはなかったのですが、今後、まだ増やすつもりとかはあるのかという話を聞いたところ、近くで1,000㎡ぐらいまでなら増やしたいかなとご意見を伺っております。

○議長 遠藤委員。

○遠藤委員 隣接するゴルフ場からゴルフボールが飛んできていることが耕作者のSNSに出ていました。農業者が安心して耕作できるように配慮が必要かと思しますので、関係のところに情報提供をお願いしたいということのを要望としてお伝えしておきますので、よろしくお願いします。

○議長 そのほかございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 よろしいですか。

それでは、質疑を終結いたします。

これより、議案第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農地利用集積等促進計画(案)について採決いたします。

諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、本件は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

○議長 日程第10、議案第8号、農用地利用集積等促進計画の要請について、を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第8号についてご説明いたします。受付番号1、2番は、借人が同じため、あわせてご説明いたします。切り替えの案件でございます。議案書8ページ、資料は12から15ページになります。

賃貸借権を設定する土地の面積は、受付番号1が2, 138㎡、受付番号2が1, 170㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。

受付番号1は、令和8年7月1日から令和13年12月31日までの5年6カ月間、受付番号2は、令和8年7月1日から令和11年12月31日までの3年6カ月間、賃貸借権を設定し、露地野菜を栽培する計画です。借人は耕運機等農機具を所有し、現在1万8, 211㎡を経営しています。農業経営者1名、農業専従者4名、農業補助者20名で農業経営を行っております。

令和8年4月7日及び14日に、木村委員と事務局で現地に赴き、借人及び受付番号2の貸人に聞き取りを行いました。

以上の計画の内容は、いずれも、借人の経営状態、従事日数など、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の各要件を満たしており、特に問題ないと考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長 事務局の説明が終わりました。
- 次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いします。
- 木村委員、お願いします。
- 木村委員 今、事務局からありましたように、受付番号1につきましては4月7日、受付番号2につきましては4月14日に、事務局と私で現地に参りまして、借人、貸人とそれぞれお会いいたしまして、確認いたしました。現地は、資料にありますように管理されております。基本的には問題ないと思います。
- 可能であれば水田を借りられれば、そういう話も借人はされており、さらに拡大を希望しているということでした。
- 議長 地元委員による説明が終わりました。
- これより質疑に入ります。受付番号1から2について質疑、意見はございますでしょうか。
- 長谷川委員。
- 長谷川委員 1と2の契約期間を比べますとずれがあるのですが、これは利用権を設定する者の希望でこのようなずれが生じているという認識でよろしいでしょうか。
- 議長 事務局。
- 事務局 そのとおりです。
- 議長 長谷川委員。
- 長谷川委員 ありがとうございます。
- 議長 ほかいかがでしょうか。よろしいですか。
- (発言者なし)
- 議長 それでは、質疑を終結いたします。
- これより議案第8号、農用地利用集積等促進計画の要請について採決いたします。
- 受付番号1について、原案どおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
- (挙手全員)
- 議長 挙手全員であります。よって、本件は、原案どおり決定いたしました。
- 次に、受付番号2について、原案どおり決定することに賛成の委員の挙手を求

めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、本件は、原案どおり決定いたしました。

○議長 日程第11、議案第9号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請について、を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第9号についてご説明いたします。受付番号1、2は同じ農家世帯からの申請ですので、あわせてご説明いたします。令和8年4月9日付で申請を受けています。議案書は9ページ、総会資料は16から19ページになります。新規の承認申請です。

なお、今回承認を求める農園の面積は、受付番号1が967㎡、受付番号2が2,348㎡となります。

承認を受けようとする土地、申請人、申請地所有者の住所、氏名は議案書に記載のとおりです。区画数は、受付番号1は全4区画、受付番号2は全15区画です。

令和8年4月9日に渡邊委員と事務局で現地等の状況を調査しました。以上の承認申請の内容は、当該農地が周辺との関係等適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであるなど、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の各要件を満たしていると考えます。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員より説明をお願いします。渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員 本件について、4月9日に私と事務局で現地確認を行いました。受付番号1、2ともに、現地は管理されておりました。市民農園として使用することに問題ないと思われま。

○議長 委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

長谷川委員。

○長谷川委員 まず、1番ですけれども、地図のほうを拝見しますと、資料の16ペー

ジですね。該当の箇所のところは白く四角く抜けている場所と、あと、その北と西側にL字形でちょっと抜けているようなところ、あと右側が斜めに欠けているようなところが見受けられるのですが、これは市民農園としては利用しないという認識なのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 この斜線の部分だけが市民農園として利用するところで、四角く抜けているところは、自作地として所有者が継続して自分でやるようになっております。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 L字形とか鍵形のところ、これも自作地として使用するのですか。

○議長 事務局。

○事務局 こちらは分筆されておまして、筆が異なっております。今回の農園としては利用しないということで聞いております。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 それと、今度は18ページ、2番の件ですけれども、これを市民農園として設定した場合、進入路はこの南側の南北の道、左右に施設がありますが、この道を通って中に入っていくような形になるのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 この施設の間の道を通って中に入ることになります。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 該当土地の南東部分、こちらでも白く抜けていますが、これは、衛星写真を見る限り、果樹か何かを継続して続けるのか、もしくは別の方の土地という認識でよろしいでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 こちらは、今回の譲渡人と同じ所有者でして、自作で栗を育てるということ聞いております。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 利用者はそれぞれ自転車や車でいらっしゃると思うのですが、そういったときに、車両はどちらに置く予定なのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 自転車置場等は何っていないのですけれども、道路の突き当たり等に車がとまっているのを見たことがあります。あと、通路が比較的広いので、自転車は農地の通路部分にとめることが可能かと考えます。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 では、車両に関しては、確認は事務局のほうではされていないということでもよろしいでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 はい、車のとめる場所については確認しておりません。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 ありがとうございます。

○議長 木村委員。

○木村委員 この場所には5台程度の車両が駐車できると思います。

確認したいのは、これは利用者が、近隣の方が利用されているのか、あるいは一部市外の方も利用されているのか、確認できればお願いしたいと思います。

○議長 事務局。

○事務局 利用者がどこに住まわれているかというのは、ちょっと確認しておりません。

○議長 木村委員。

○木村委員 わかりました。ここは、以前、深見の方がかなり広い場所を利用されていた。その方が高齢というか利用できなくなってしまったということで、その後、こういう形になったかと思います。いずれにしても、私も現地を見ましたところ、きれいな状態で問題ないと思います。

また、市外の方がもし利用された場合でも、この特定農地貸付けに関する規定によりますと、所有者が了解すればよいということが、以前事務局から確認しております。いずれにしても、私としてはいいのかなと感じております。

○議長 そのほかございますでしょうか。荻窪委員。

○荻窪委員 市民農園ということですが、1と2ですが、その辺の区画とかはどのようになっているのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 区画の面積は、備考に記載させていただいている面積になるのですけれども、受付番号1のほうが、4区画で白地の自作地の右側に2つの区画があって、下側に広いところが2区画あるような形です。受付番号2については、1カ所、648㎡と広い区画があるのですけれども、これが1085番の筆が主に使われて大きな区画となっております。左側の1084番の地番のほうに14区画が入っているような形です。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 今のお話を受けまして、1番に関しては、区画を割ったのが、59㎡、81㎡、156㎡、180㎡、計算しますと476㎡になりました。今回の申請のところは967㎡なのですね。かなり乖離があるのかなというイメージなのです。

2番に関しても、14㎡、20㎡、33㎡、48㎡掛ける8、73㎡、90㎡、100㎡、648㎡、これ全部足しますと1,176㎡で、今回申請の土地が1,596㎡と752㎡、合わせますと2,348㎡で、半分ぐらいというような計算になるのですが、どんな割り方をされるのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 どちらの区画もですけれども、周りとか、ぎりぎりに区画が設定してあるわけでもなく、通路が余裕を持って設定してあったりとかで、それ以外の部分が所有者の管理する通路部分という形になります。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 区割りをきれいにしたほうが、もうちょっと有効的に、通路だけでなくできるのではないかとは思った次第です。ありがとうございます。

○議長 ほか、よろしいでしょうか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。

これより採決してまいります。

議案第9号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請について、を採決いたします。

議案第9号について、承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第9号は、承認することに決定いたしました。

これにて、本日の総会に付議された案件は全て終了いたしました。

よって、令和8年4月大和市農業委員会第4回総会を閉会いたします。

午前11時00分 閉会